

## 「萩にゃん。お得にゃ観光ク～ポン」利用可能施設について

- ・対象施設は、主として観光客が利用する施設（飲食店、土産物店、アクティビティ・体験施設、交通事業者ほか）であること。
- ・新型コロナウィルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書とステッカーを店内・店頭に掲示していること。
- ・市内に事業所・施設を有すること。※量販店、コンビニエンスストアは除く
- ・申請の事業者の代表者、役員、または使用人その他の従業員若しくは構成員等が、山口県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたって該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ・飲食店は、食品衛生法の営業許可事業者であること。[⇒許可証（写）を提出していただきます。](#)

対象となる施設種別	※主として観光客が利用し、市内に店舗・事務所を有すること
飲食店	飲食店・喫茶店・和洋菓子店・居酒屋
土産物店	土産物店・伝統工芸品等の販売店・道の駅
交通事業者	タクシー・観光タクシー 等
アクティビティ・体験施設	工芸・織物・陶芸・ガラス・藍染体験等、乗り物・ボート・カヤック・自転車、レンタサイクル 果物狩り、観光農園、野菜の収穫体験、温泉施設 等

対象とならない施設種別	
量販店	<a href="#">⇒スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター</a>
コンビニエンスストア	